「第４期山口市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する
御意見及びこれに対する市の考え方

1. 募集期間　令和８年９月１４日(月曜日)から令和８年１０月１６日(金曜日・必着)まで
2. 意見提出者　６名（１０件）

意見者	意見の要旨	計画該当項目	意見に対する市の考え方
意見者１	＜要旨＞ 中心市街地の活性化に当たっては、面的な地域ではなく、商店街の通りを「線」として活性化を捉えるべきで、その過程で必要であれば周辺を含む「面」として取組むことも必要ではないでしょうか。	P46　課題１　まちの魅力・回遊性の向上 P53　(4) 第 4 期計画の土地利用方針 P54　【6】周辺地域との連携	アーケード商店街を東西の交流軸、山口駅から中心商店街、市役所及びパークロードへとつながる通りを南北の交流軸とし、これら二つの交流軸が中心商店街で交わることで、東西南北の拠点を結ぶ十字型の「賑わい交流軸」を構成します。 本計画では、これら東西南北の拠点が有する都市機能や地域資源を一体的に生かしながら、その機能の維持・向上を図ります。また、将来的に拠点を構成する施設の更新や機能の再編等が必要となった場合には、中心市街地全体のにぎわいと活力を支える政策上の拠点として必要な取組を検討します。

	＜要旨＞ 　商店街の活性化に向け、市が空き店舗を固定資産税相当額で借り上げ、出店希望者に低額で貸し出す仕組みを設けてはどうでしょうか。 　また､老朽化により活用が困難な建物が多いことから、店舗の建替えを支援する制度が必要ではないでしょうか。	P21～22　(3) 山口市中心商店街不動産所有者アンケート P45　「求心力のある商業・業務エリアの形成」 P48　課題 3　老朽化対策	中心商店街には、建物の老朽化や耐震性、改修費用、所有者の意向等により、空き店舗としての活用が困難な物件があることを課題として認識しています。 　本計画では、建物所有者、商店街組織、まちづくり事業者等の連携を促進し、空き店舗や低利用物件の掘り起こし、所有者と出店希望者とのマッチング、改修や新規出店への支援等により、既存建物の活用を進めることとしています。 　市による空き店舗の借上げや店舗の建替え支援については、所有者の意向、建物の状態、改修や維持管理に要する費用、民間事業者との役割分担等を踏まえる必要があることから、御提案は、今後の空き店舗活用や建物更新に関する取組を検討する上での参考とします。

	＜要旨＞ 　亀山周辺ゾーンと中心商店街ゾーンは、それぞれ異なる機能や役割を担っており、一方のゾーンへの来訪が他方への立ち寄りにつながるとは考えにくいことから、両ゾーンを一体的な中心市街地として位置付け、連携を図る必要性に疑問があります。	P53（4）第4期計画の土地利用方針 P54【6】周辺地域との連携 P69　＜目標①＞多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出	亀山周辺ゾーンには行政・文化・教育機能が、中心商店街ゾーンには商業・業務機能が集積しており、それぞれ異なる役割を担っています。一方、中心市街地全体の活性化に向けては、それぞれのゾーンの機能を生かしながら、来街者が目的地以外の施設や店舗にも立ち寄れる環境を整えることが重要であると考えています。このため、本計画では、市役所、県立美術館、県立博物館、県立図書館等への来訪を中心商店街への立ち寄りにつなげる、あるいは、中心商店街への来街者が亀山周辺ゾーンの文化・教育施設や公共空間を訪れる機会の創出を図るなど、それぞれのゾーンの機能を相互に生かすこととしています。歩行環境や滞留空間の整備、案内・情報発信の充実、文化・芸術・学びに関する取組等を通じてゾーン間の移動を促し、中心市街地全体の回遊性とにぎわいの向上を図ります。

	＜要旨＞ 亀山公園は整備されているものの、山頂広場にどのような施設があり、どのように過ごすことができるのか分かりにくく、市街地を一望できる眺望以外に山頂を訪れる目的となる魅力が十分ではないため、売店や休憩機能などの充実が必要ではないでしょうか。	P14　5）公共空間に関する状況	亀山公園には、テニスコート、複合遊具、芝生広場等を備えた「ふれあい広場」と、市街地を見渡すことのできる「山頂広場」があり、それぞれ異なる特徴を有しています。 本計画では、亀山公園を中心市街地における重要な公共空間の一つとして位置付け、周辺の文化・教育施設や中心商店街との連携を図ることとしています。 山頂広場については､眺望に加え､山頂まで足を運び、滞在したくなる魅力づくりも重要であると考えています。御提案の施設や機能の充実については、利用方法に関する情報発信も含め、魅力向上や利用促進に向けた今後の取組を検討する上での参考とします。

意見者 2	＜要旨＞ 　プレーパークは、子どもが自発的に遊び、家庭や学校とは異なる居場所として過ごすことができるとともに、子育て世代をはじめとする多世代が交流できる場です。 　これまで 2019 年から月 1 回の活動を継続しており、子どもや家族に親しまれていることから、年 1～2 回のイベント的な開催にとどめず、定期的な開催を希望します。	P77 ③その他効果を促進する事業等 P89 【事業番号】5-2　【事業名】まちなかプレーパーク事業 P101 【事業番号】7-11　【事業名】まちなかプレーパーク事業【再掲】 P124 ◇４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所	本計画では、中心市街地内の広場や公園を活用した「まちなかプレーパーク事業」を位置付け、子どもが安心して遊ぶことのできる場と、多世代が交流できる機会を創出することとしています。 　開催場所、実施時期、開催頻度等については、公共空間の利用条件、実施体制、安全管理、他の事業との連携等を踏まえ、今後検討することとしています。御意見は、継続的な来街や交流につながる事業の実施方法を検討する上での参考とします。

意見者 3	＜要旨＞ 　まちなかウォーカブル推進事業においては、安全で快適に歩ける環境を整えるだけでなく、山口駅通りや中心商店街等に、誰もが気兼ねなく休憩・滞在できるベンチを充実させることが重要だと考えます。 　ベンチの設置により、高齢者、障がいのある方、妊婦、子育て世帯等の外出を支えるとともに、来街者の行動範囲や滞在時間が広がり、商店街での消費拡大にもつながることが期待されます。 　また、設置に当たっては、誰もが利用しやすい形状や仕様とすることを希望します。	P14　5）公共空間に関する状況 P49～50（2）第 4 期計画の基本方針と目標 P51～52 「戦略」「効果」 P53　中心市街地の将来像 P73～74　①まちなかウォーカブル推進事業（中心商店街ほか） P104～105　【事業番号】7-18【事業名】「まちなかウォーカブル推進事業（山口駅前広場）」	本計画では、一の坂川交通交流広場、新本庁舎前広場等における滞留・交流空間の創出と山口駅通りや商店街道路等のバリアフリー化、高質化を一体的に進め、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成することとしています。 　いただいた御意見の内容については、具体的に事業を進める際の参考とします。

	＜要旨＞ 「まちなかプレーパーク」を一過性のイベントではなく、子どもが日常的に安心して遊び、多世代が交流できる持続的な居場所として設けることを希望します。 また、年間を通じた定期開催、無料での利用、利用しやすい場所での実施、プレーリーダーの配置等、安全に利用できる運営体制を整えることを希望します。	P77 ③その他効果を促進する事業等 P89～90 【事業番号】5-2 【事業名】まちなかプレーパーク事業 P101～102 【事業番号】7-11【事業名】まちなかプレーパーク事業【再掲】	本計画では、中心市街地内の広場や公園を活用した「まちなかプレーパーク事業」を位置付け、子どもが安心して遊ぶことのできる場と、多世代が交流できる機会を創出することとしています。 開催場所、開催日時、開催頻度、運営体制、安全管理、設備、利用方法等の具体的な内容については、公共空間の利用条件や事業の実施体制等を踏まえ、今後検討することとしています。 現時点では、プレーパークを常設施設として整備することは予定していませんが、御意見は、継続的な来街や交流につながる事業の実施方法を検討する上での参考とします。

意見者 4	＜要旨＞ 　山口駅から中心商店街を経てサビエル記念聖堂へとつながる県道 194 号沿線について、スペインの街並みをイメージした「スペイン通り」として景観整備を行うとともに､サビエル記念聖堂へ続く｢サビエル大階段」と休憩・展望機能を備えた広場を整備し、一体的な観光回遊ルートを形成することを提案します。 　歴史・文化資源を生かし、歩いて楽しみ、滞在したくなる空間を形成することで、観光客の滞在時間の延長、沿道店舗への集客、空き店舗の活用、新規出店の促進等につなげることが期待されます。	P4～5　(2)中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、都市機能等の既存ストック状況 P46　課題１　まちの魅力・回遊性の向上 P100～101　【事業番号】7-9　【事業名】観光資源活用観光誘客事業（ライトアップ等）	本計画では、山口駅、中心商店街、亀山周辺ゾーンをつなぐ歩行環境の形成や、歴史・文化資源を生かした回遊性の向上に取り組むこととしています。 　また、サビエル記念聖堂をはじめとする地域の歴史・文化資源は、中心市街地の魅力向上や観光客の回遊促進を図る上で重要な資源であると認識しています。 　一方、御提案の「スペイン通り」や「サビエル大階段」の整備は、本計画には位置付けていませんが、歴史・文化資源を生かした回遊性の向上や、歩いて楽しめる空間づくりに関する今後の取組を検討する上での参考とします。

意見者 5	＜要旨＞ 　中心市街地がイベント時だけににぎわう場所ではなく、市民の日常生活に根ざした場となることを期待します。また、エリア内の施設や企業、各種団体、NPO 法人などが互いに顔の見える関係を築き、連携できる仕組みづくりを進めていただきたいです。	P50　全体のテーマ『人がつどい、つながり、育む　出かけたくなる中心市街地』 【基本方針 1】住む人も訪れる人も笑顔になれる　ともに育むまち P55～56　【7】計画の実現に向けて	本計画では、「人がつどい、つながり、育む 出かけたくなる中心市街地」を全体のテーマとし、公共空間や沿道空間の活用、歩行環境の高質化及び交流の創出により、日常的に人が集い、多様な人がまちづくりに関わる、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を進めることとしています。 　こうしたまちづくりを進めるためには、中心市街地内の施設や関係者等が、互いの活動を知り、連携して取り組むことが重要であると考えています。このため、中心市街地活性化協議会を中心に、関係者間の情報共有や交流を促進し、多様な主体が連携・協働しやすい仕組みづくりを進めます。

意見者 6	＜要旨＞ 　子どもがのびのびと遊べる日常的な場として、まちなかプレーパークの充実を期待します。また、パークロードを活用した「みちあそび」など、こどもが特別な体験を楽しめる取組を通じて、シビックプライドを育み、市民とともに活気あるまちなかとなることを望みます。	P77 ③その他効果を促進する事業等 P89～90 【事業番号】5-2 【事業名】まちなかプレーパーク事業 P101～102 【事業番号】7-11【事業名】まちなかプレーパーク事業【再掲】	本計画では、中心市街地内の広場や公園を活用し、子どもが自由に遊び、多世代が交流できるプレーパーク事業を実施することで、日常的に訪れたくなる居場所を創出し、子育て世代や若者の来街機会を広げ、まちなかのにぎわいと地域コミュニティの育成につなげることとしています。 　また、パークロードについては、歩行者利便増進道路（ほこみち制度）を活用し、歩道や道路空間を生かした季節のイベント等の社会実験に取り組むこととしています。「みちあそび」については、その中のアイデアとして、今後の道路空間の利活用に関する具体的な取組を検討する上での参考とします。